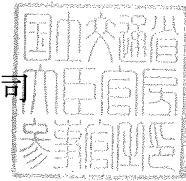


国官参物第108号
平成28年11月25日

一般社団法人 日本倉庫協会
会 長 藤 岡 圭 殿

国土交通省

大臣官房参事官（物流産業）川上 泰司



租税特別措置法施行規則第6条の3、第20条の22及び
第22条の43に基づく地方運輸局長等の証明について

租税特別措置法施行規則第6条の3、第20条の22及び第22条の43に基づく地方運輸局長等の証明については、別添様式等により申請及び証明を行うこととするので通知します。

また、同証明の申請手続要領を送付しますので、関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、平成28年9月30日以前に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第36号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が、平成29年3月31日以前に取得又は建設をした倉庫用の建物等については、従前の例によるものとします。

新・増設倉庫証明申請書
(割増償却)

平成 年 月 日

殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称 印

下記の施設（概要は別紙のとおり。）は、租税特別措置法
に規定する倉庫用建物等であることを証明願います。

第15条第1項
第48条第1項
第68条の3第1項

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1項に規定する認定を受けた者	☐ 第4条第1項に規定する認定を受けた者（認定書添付）
倉庫の名称	
倉庫の所有者	
所在地	
床面積（容積）及び階数	m ² (m ³) 階
新増設の別	新設・増設
新増設年月日	年 月 日
対象となる施設	☐ 物資の流通の拠点区域内の倉庫 ☐ 特定臨港地区内の倉庫

(注) 該当する□欄にレ印をつけること。

番 号
平成 年 月 日

申請のとおり認められたことを証明する。

局(部)長名 印

(別紙)

倉庫の概要

倉庫業法第3条の登録	有 無	登 録 の 日	平成 年 月 日
倉庫業法第7条の変更登録	有 無	変 更 登 録 の 日	平成 年 月 日
新 増 設 の 別	☐ 新設 ☐ 増設	新 増 設 年 月 日	平成 年 月 日
所 在 地			
倉 庫 の 名 称			
☐ 普通(平屋)	☐ 普通(多階建)	☐ 冷 蔵	☐ 貯蔵槽
☐ 所管面積(3,000㎡以上) (㎡)	☐ 所管面積(6,000㎡以上) (㎡)	☐ 所管容積(6,000m³以上) (m³)	☐ 所管容積(6,000m³以上) (m³)
☐ 耐火建築物又は準耐火建築物	☐ 耐火建築物	☐ 耐火建築物又は準耐火建築物	
☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造			
☐ 物資の流通の拠点区域 ☐ 特定臨海地区			☐ 特定臨港地区
☐ 高規格バース (貨物の搬出入場所からの奥行き m)			☐ 搬入用自動運搬装置 (荷揚げ能力 トン/h) ☐ 搬出用自動運搬装置
☐ 大型車対応荷さばき・転回場 (貨物の搬出入場所の前面の奥行き m)			
☐ 到着時刻表示装置 ☐ ディスプレイ表示器 (映像面の最大径 cm 導入台数 台) ☐ 携帯用表示器 (導入台数 台)			☐ 到着時刻表示装置 ☐ ディスプレイ表示器 (映像面の最大径 cm) (導入台数 台) ☐ 携帯用表示器 (導入台数 台) ☐ 特定搬出用自動運搬装置 (搬出能力 トン/h)
	☐ エレベーター (最大積載荷重 トン) ☐ ランプウェイ構造	☐ 強制送風式冷蔵装置 (冷却能力 ℃) (定格出力 馬力)	☐ くん蒸ガス循環装置
			☐ くん蒸ガス保有力 (くん蒸ガス保有力 %)
☐ 流通加工の用に供する設備			
☐ データ交換システム			
☐ 貨物保管場所管理システム			
☐ 非常用データ保存システム			
☐ 保管場所免震装置 ☐ 保管棚制震装置 ☐ 保管棚固定装置 ☐ 貨物落下防止装置 ☐ パレット連結装置 ☐ 貨物・パレット一体包装装置			

1. 該当する□欄にレ印を記入する。

2. 物資流通拠点区域とは、租税特別措置法施行令第8条第1項第1号及び第29条の6第1項第1号に基づき、道路法第3条第1号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち物資の流通の拠点となる区域であり、高速自動車国道のインターチェンジ等(高速自動車国道又は自動車専用道路と一般国道、都道府県道又は市町村道を連結させるための施設)の周辺5キロメートルの区域をいう。この場合、連結する施設とは、道路と道路が連結する部分における道路の中央地点とする。

(別添)

租税特別措置法第15条第1項、第48条第1項及び第68条の36第1項に係る
地方運輸局長等の証明の申請手続要領

1. 新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類の提出先

新・増設倉庫証明申請書、倉庫の概要及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、証明を受けようとする倉庫用建物等ごとに作成し、証明を受けようとする倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長、神戸運輸監理部長又は沖縄総合事務局長を名宛人として本局に提出する。

ただし、当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局又は海事事務所（以下「支局等」という。）があるときはその支局等にも申請書等を提出することができる。

2. 申請書等の提出部数

- ① 新・増設倉庫証明申請書及び倉庫の概要を1通
- ② 添付書類を倉庫の種類毎に各1通

3. 申請書等の記入要領

(1) 新・増設倉庫証明申請書

- ① 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者
該当する場合に「□欄」に「レ」印を記入する。
- ② 倉庫の名称
登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。
- ③ 倉庫の所有者
倉庫の所有者の氏名又は名称を記入する。
- ④ 所在地
建物所在地を地番まで記入する。
- ⑤ 床面積（容積）及び階数
 - 床面積(容積)
倉庫業法施行規則等運用方針（平成14年3月28日付国総貨施第25号）（以下「運用方針」という。）の〔2〕2-1に規定する有効面積又は運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。
 - 階数
当該倉庫の階数を記入する。平屋の場合の階数は、「1」と記入する。
- ⑥ 新增設の別
「新設」又は「増設」の該当する部分に○印を記入する。
- ⑦ 新增設年月日
新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑧ 対象となる施設

該当する「□欄」のいずれか1つに「レ印」を記入する。

(2) 倉庫の概要

【共通事項】

① 倉庫業法第3条の登録又は倉庫業法第7条の変更登録

当該申請に係る倉庫の新增設について、倉庫業法第3条の登録又は同法7条第1項の変更登録している場合には、「有」に「○印」を記入する。

② 登録又は変更登録の日

当該申請に係る倉庫について、倉庫業法第3条の規定に基づく登録通知又は同法第7条第1項の規定に基づく変更登録通知書に記載された登録又は変更登録の日付を記入する。

③ 新增設の別

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

④ 新增設年月日

新設又は増設した日付を記入する。原則として、竣工日をもって新設又は増設年月日とする。

⑤ 所在地

建物所在地を地番まで記入する。

⑥ 倉庫の名称

登録又は変更登録申請時に提出した倉庫明細書に記載した名称を記入する。

⑦ 倉庫の種類

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

⑧ 大型車対応荷さばき・転回場

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、空地の奥行きを記入する。要件を満たすためには、大型車対応荷さばき・転回場（倉庫に設けられた貨物の搬出入場所であって、その前面に奥行き15m以上の空地を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑨ 流通加工の用に供する設備

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、ラベル貼り、梱包、袋詰め等の流通加工を行うことができる空間及び設備を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する倉庫の平面図に、流通加工の用に供する空間の部分及び設置する設備を明らかにし、具体的な流通加工作業を記入する。

⑩ データ交換システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報を電子的に交換する機能（倉庫業者のコンピュータと荷主のコンピュータをオンラインで接続し、これらのコンピュータ間で入庫・出庫・在庫管理の情報を電子的に交換するシステム（インターネットによる情報交換を含む））を有する

ことが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑪ 貨物保管場所管理システム

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、貨物の保管場所に関する情報を電子的に管理し、帳票等により当該情報を表示する機能（コンピュータを使用して倉庫内の貨物の保管場所を特定するシステム）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑫ 非常用データ保存システム（非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能を有するものをいう。）

該当する機能の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の機能を全て有することが必要となる。なお、添付書類として添付する各機能の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 非常用データ保存機能

荷主その他の関係者との間で貨物の入庫、出庫、在庫その他貨物に関する情報及び貨物の保管場所に関する情報を当該申請に係る倉庫外の安全な場所に保存する機能をいい、具体的には、被災しても安全な他営業所のサーバーや他業者へ委託するサーバー等へ定期的に情報をコピーし保存するシステムをいう。

○ 非常用通信機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な通信を行うものであって、無線通信による通信を行う機能をいい、具体的には、衛星電話による通信システムやMCA無線システム等をいう。

○ 非常用電源機能

非常用データ保存機能により保存された情報を非常時に活用するために必要な電源を供給する機能をいい、具体的には、非常用発電機や蓄電システム等をいう。

【貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫以外の倉庫（以下「普通倉庫」という。）（平屋）】

① 所管面積

運用方針〔2〕2-1に規定する有効面積を記入する。要件を受けるためには、所管面積が3,000m²以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は平成28年

9月30日付国土交通省告示第1107号（以下「告示第1107号」という。別紙参照。）に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、平成28年9月30日付国土交通省告示第1108号（以下「告示第1108号」という。別紙参照。）で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【普通倉庫（多階建）】

① 所管面積

運用方針〔2〕 2-1に規定する有効面積を記入する。要件を満たすためには、所管面積が6,000m²以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはりが鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ エレベーター又はランプウェイ構造

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、メーカーの仕様書等に記載されたエレベーターの最大積載荷重の数値を記載する。要件を満たすためには、最大積載荷重が2t以上のエレベーター又はランプウェイ構造のいずれかを有することが必要となる。

⑤ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑥ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第1108号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が38cm以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4.添付書類を参照のこと。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか1つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【冷蔵倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が6,000m³以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、物流総合効率化法施行規則第2条第1項第1号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺5kmの区域（物資の流通の拠点区域）内又は告示第1107号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 高規格バース

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、高規格バース（倉庫の1の階のいずれかの外壁面に技術的に可能な範囲で設けられている貨物の搬出入場所（当該貨物の搬出入場所から奥行き5m以上の荷さばきの用に供する空間が設けられているものに限る。）を有することが必要となる。

⑤ 到着時刻表示装置

該当する場合に「□欄」にレ印を記入する。また、「ディスプレイ表示器」

又は「携帯用表示器」のいずれかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

⑥ 強制送風式冷蔵装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された冷却能力及び電動機の定格出力の数値を記入する。要件を満たすためには、強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置のうち室温の調整を自動的に行うものであって、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が 3.7Kw 以上を有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ 地震による貨物の荷崩れを防止する装置

該当する「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれか 1 つを有することが必要となる。

○ 保管場所免震装置

貨物又は保管棚と床との間に設置するものであって、地震による貨物又は保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚制震装置

保管棚と床、壁、支柱等を連結するものであって、地震による保管棚の振動を軽減するものに限る。

○ 保管棚固定装置

保管棚を床、壁、支柱等に固定するものに限る。

○ 貨物落下防止装置

保管棚からの貨物の落下を防止するものに限る。

○ パレット連結装置

貨物を積み付けた複数のパレットを相互に連結するものに限る。

○ 貨物・パレット一体包装装置

貨物及び当該貨物を積み付けたパレットを一体的に包装するものに限る。

【貯蔵槽倉庫】

① 所管容積

運用方針〔2〕2-2に規定する有効容積を記入する。要件を満たすためには、所管容積が 6,000m³以上であることが必要となる。

② 構造

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、主要構造部である柱及びはり鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、耐火建築物又は準耐火建築物であることが必要となる。

③ 倉庫の立地区分

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、告示第 1107 号に定める臨港地区（特定臨港地区）内に立地するものであることが必要となる。

④ 搬入用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入し、メーカーの仕様書等に記載された荷揚げ能力の数値を記入する。要件を満たすためには、搬入用自動運搬装置（貨物の搬入口から貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、荷揚げ能力が毎時 300 トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑤ 搬出用自動運搬装置

該当する場合に「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出口に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であって、自動検量装置を有するものをいう。）を有することが必要となる。ただし、3（2）【貯蔵槽倉庫】⑥の特定搬出用自動運搬装置を有する場合にあっては、搬出用自動運搬装置を有することを要しない。

⑥ 到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置

到着時刻表示装置又は特定搬出用自動運搬装置のうち、該当する装置の「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、以下の装置のいずれかを有することが必要となる。

○ 到着時刻表示装置

「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」の何れかを選択し、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカーの仕様書等に記載されたディスプレイ表示器の映像面の最大径の数値及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する到着時刻表示装置（倉庫における貨物の搬入及び搬出の状況に係る情報並びに当該情報を利用して貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者から提供された当該倉庫に到着する予定時刻に係る情報を管理するシステムを使用して当該予定時刻に係る情報を表示する装置であって、映像面の最大径が 38cm 以上の表示器又は倉庫内の作業に従事する者の携帯用の表示器を有するものをいう。）を有することが必要となる。なお、添付書類として添付する「到着時刻表示装置」の概要書の記入要領については、4. 添付書類を参照のこと。

○ 特定搬出用自動運搬装置

メーカーの仕様書等に記載された搬出能力の数値を記入する。要件を満たすためには、告示第 1108 号で指定する特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置のうち自動検量装置を有するものであって、搬出能力が毎時 100 トン以上のものを有するものをいう。）を有することが必要となる。

⑦ くん蒸ガス循環装置

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特 A 級、A 級又は B 級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入する。要件を満たすためには、くん蒸ガス循環装置（貯蔵槽倉庫内の臭化メチルを循環させ、その濃度を均一化するための装置であって、臭化メチルの投棄後 2 時間以内に当該臭化メチルを均一化するものをいう。）を有することが必要となる。

⑧ くん蒸ガス保有力

当該申請に係る貯蔵槽倉庫の「くん蒸倉庫指定通知書」の級別が、特 A 級、A 級又は B 級と認定されている場合に、「□欄」に「レ印」を記入し、くん蒸ガス保有力を記入する。要件を満たすためには、貯蔵槽倉庫の容積 1 m³につき臭化メチルを 10g 使用した場合の 48 時間後における当該臭化メチルの残存率が 55%以上であることが必要となる。

4. 添付書類

次に掲げる書類を申請書に添付する。

ただし、倉庫業法第 3 条の登録又は第 7 条の変更登録の申請で②から④の書類を添付した場合は、これらの書類の添付を省略できる。

- ① 物流総合効率化法第 4 条第 1 項に規定する認定書の写し
- ② 倉庫明細書（倉庫業法施行規則第 1 号様式の倉庫明細書をいう。）
- ③ 倉庫の平面図（階数が二以上である場合は、各階の平面図）、立面図及び断面図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号二の倉庫の平面図、立面図及び断面図をいう。）
- ④ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図（倉庫業法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号ホの倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図をいう。）
- ⑤ 倉庫の立地区分
 - 当該申請に係る倉庫が物流総合効率化法施行規則第 2 条第 1 項第 1 号イに規定する高速自動車国道のインターチェンジ等の周辺 5 km の区域（物資の流通の拠点区域）内に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の中心点（平面図における倉庫建物の対角線の交点）を起点に、半径 5 km に相当する円を描いた 2 万 5 千分の 1 又は 5 万分の 1 の地図をいう。）
 - 当該申請に係る倉庫が告示第 1107 号に規定する臨港地区（特定臨港地区）に立地するものであることを証する書面（当該申請に係る倉庫の建築確認通知書の写し又は港湾管理者が作成した臨港地区を示す図面をいう。）
- ⑥ 普通倉庫（平屋又は多階建）又は冷蔵倉庫にあっては、到着時刻表示装置

として「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び平成28年9月30日付農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第3号（以下「告示第3号」という。別紙参照。）第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）

- ⑦ 普通倉庫（平屋又は多階建）及び冷蔵倉庫にあつては、地震による貨物の荷崩れを防止する装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(6)までに定める基準のいずれかに適合することを証する書類（当該装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ホ(1)から(6)までに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑧ 普通倉庫（多階建）にあつては、エレベーターが物流総合効率化法施行規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面（エレベーターに関するメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同規則第2条第2項第8号ロに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
- ⑨ 冷蔵倉庫にあつては、強制送風式冷蔵装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第7号ハ及び告示第3号第6条に定める基準に適合することを証する書面（強制送風式冷蔵装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第7号ハ及び同告示第6条に定める基準に適合すること証する書面をいう。）
- ⑩ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる書面
 - 搬入用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ロ及び告示第3号第2条に定める基準に適合することを証する書面（搬入用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ロ及び同告示第2条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
 - 搬出用自動運搬装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面（搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号ハに定める基準に適合することを証する書面をいう。）
 - 到着時刻表示装置を選択した場合であつて、「ディスプレイ表示器」を選択した場合は、当該表示器が物流総合効率化法施行規則第2条第1項第4号ロ及び告示第3号第1条に定める基準に適合することを証する書面（ディスプレイ表示器に係るメーカーの仕様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第1項第4号ロ及び同告示第1条に定める基準に適合することを証する書面をいう。）
 - 特定搬出用自動運搬装置を選択した場合は、当該装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び告示第3号第5条に定める基準に適合することを証する書面（特定貨物搬出用自動運搬装置に係るメーカーの仕

様書の写しその他の当該装置が同施行規則第2条第2項第6号へ(3)及び同告示第5条に定める基準に適合することを証する書面をいう。)

- くん蒸ガス循環装置が物流総合効率化法施行規則第2条第2項第6号ニ及び告示第3号第3条に定める基準に適合すること及びくん蒸ガス保有力が同施行規則第2条第2項第6号ホ及び同告示第4条に定める基準に適合することを証する輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく「くん蒸倉庫指定通知書」の写し(当該申請に係る貯蔵槽倉庫が、輸入植物検疫規程第4条第2項に基づく同規程別表第5に規定する特A級、A級又はB級に相当することを証する植物検疫所長の「くん蒸倉庫指定通知書」の写しをいう。)

⑪ 様式1 (到着時刻表示装置)

「概略図」には、トラック予約受付システム(以下「予約システム」という。)のシステム全体のフロー図を記入する。

「概略図の説明」には、予約システムの運用ルールとして、予約可能時間枠の説明(予約可能時間枠の時間幅等)、利用者に対する予約可能時間枠の提示方法、予約方法等について記入する。

「到着時刻表示装置の仕様等」については、「ディスプレイ表示器」又は「携帯用表示器」のいずれかのうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。また、「ディスプレイ表示器」を選択した場合には、メーカー名、映像面の最大径及び導入台数を記入し、「携帯用表示器」を選択した場合には、導入台数を記入する。

⑫ 様式2 (データ交換システム)

「概略図」については、データ交換システムのシステム全体のフロー図を記入する。

「情報交換の内容」については、入庫情報、出庫情報又は在庫情報のうち、該当する「□欄」に「レ印」を記入する。

「その他」については、入庫情報、出庫情報、在庫情報以外の情報交換に関する情報がある場合には、具体的に記入する。

「荷主の名称及び住所」については、当該システムを利用している主な荷主の名称、住所を記入する。

「概略図の説明」については、データ交換の取り決め、使用ソフトウェア等当該システムの内容を具体的に記入する。

「備考」については、当該システムを利用して情報交換を行っている他の荷主、その他当該システムに関する上記以外の事項を具体的に記入する。

⑬ 様式3 (貨物保管場所管理システム)

「貨物の保管場所の割り振りの仕方」、「管理する項目(商品名、数量、入庫日等)の概要」、「使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要」、「備考」の各項目について、当該申請に係る貨物保管場所管理システムの概要を具体的に記入する。

⑭ 様式4 (非常用データ保存システム(非常用データ保存機能、非常用通信機能及び非常用電源機能))

- 非常用データ保存機能

「機能の概要」、「データ保存場所（会社名（営業所名）、住所等）」、「保存データの内容」、「データ保存容量」、「バックアップ頻度」の各項目について、当該申請に係る非常用データ保存機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用通信機能

「機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）」、「メーカー名、型番、通信方法」の各項目について、当該申請に係る非常用通信機能の概要を具体的に記入する。

○ 非常用電源機能

「機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）」、「メーカー名、型番、容量」の各項目について、当該申請に係る非常用電源機能の概要を具体的に記入する。

様式1（到着時刻表示装置）

概略図
概略図の説明
到着時刻表示装置の仕様等 ☐ ディスプレイ表示器 メーカー名： 映像面の最大径： 導入台数： ☐ 携帯用表示器 導入台数：

様式2 (データ交換システム)

概略図
情報交換の内容 ☐ 入庫情報： ☐ 出庫情報： ☐ 在庫情報： - そ の 他：
荷主の名称及び住所 名 称：_____ 住 所：_____
概略図の説明
備 考

様式3（貨物保管場所管理システム）

貨物保管場所の割り振りの仕方
管理する項目（商品名、数量、入庫日等）の概要
使用しているハードウェア・ソフトウェアの概要
備 考

様式4（非常用データ保存システム）

非常用データ保存機能

機能の概要：

データ保存場所：

会社名（営業所名）：

住所等：

保存データの内容：

データ保存容量：

バックアップ頻度：

非常用通信機能

機能の概要（通信を行うデータの内容、通信速度等）：

メーカー名：

型番：

通信方法：

非常用電源機能

機能の概要（電力の供給先、連続稼働時間等）：

メーカー名：

型番：

容量（KVA）：

*「非常用データ保存システム」として3つの機能を一体的に運用している場合は、そのシステムの概要を（保存、通信、電源機能が分かるように）記入する。

【別紙】

○国土交通省告示第千百七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける地区を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第八条第一項第一号及び第二号並びに第二十九条の六第一項第一号及び第二号の規定の適用を受ける区域を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十四号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第八条第一項第二号及び第二十九条の六第一項第二号に掲げる地区は、別表に掲げる開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第四項に規定する臨港地区とする。

別表

番号	開港
一	釧路（北海道）

二	苫小牧（同右）
三	八戸（青森県）
四	仙台塩釜（宮城県）
五	鹿島（茨城県）
六	木更津（千葉県）
七	千葉（同右）
八	京浜（東京都 神奈川県）
九	新潟（新潟県）
十	伏木富山（富山県）
十一	清水（静岡県）
十二	三河（愛知県）
十三	衣浦（同右）
十四	名古屋（同右）
十五	四日市（三重県）
十六	阪神（大阪府）

	(兵庫県)
十七	東播磨(兵庫県)
十八	姫路(同右)
十九	和歌山下津(和歌山県)
二十	水島(岡山県)
二十一	福山(広島県)
二十二	広島(同右)
二十三	徳山下松(山口県)
二十四	三田尻中関(同右)
二十五	関門(山口県 福岡県)
二十六	博多(福岡県)
二十七	苅田(同右)
二十八	大分(大分県)

【別紙】

○国土交通省告示第千百八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定に基づき、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十五条第一項及び第四十八条第一項の規定の適用を受ける倉庫用の建物及びその附属設備並びに構築物を次のように指定し、平成二十八年十月一日から適用する。

なお、租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項の規定の適用を受ける要件を指定する件（平成二十一年国土交通省告示第三百七十五号）は廃止する。

平成二十八年九月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

租税特別措置法施行令第八条第二項及び第二十九条の六第二項に規定する倉庫用の建物（その附属設備を含む。以下同じ。）及び構築物のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものは、次に掲げる倉庫用の建物及び構築物とする。

一 貯蔵槽倉庫以外の倉庫であつて、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（

農林水産省
平成十七年経済産業省令第一号。以下「規則」という。）第二条第一項第四号ロに規定する到着
国土交通省

時刻表示装置（以下「到着時刻表示装置」という。）を有するもの

二 貯蔵槽倉庫であつて、到着時刻表示装置又は規則第二条第二項第六号へ(3)に規定する特定搬出用自動運搬装置を有するもの

【別紙】

農林水産省
○経済産業省告示第三号
国土交通省

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年^{農林水産省}経済産業省令第一号）第二
条第一項第四号ロ並びに同条第二項第六号ロ、ニ、ホ及びヘ（3）並びに第七号^{国土交通省}ハの規定に基づき、流通
業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の定める基準
等を次のとおり定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

農林水産大臣 山本 有二

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第二条第一項第四号ロの主務大臣の
定める基準等

（到着時刻表示装置の基準）

第一条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条
第一項第四号ロの主務大臣の定める基準は、映像面の最大径が三十八センチメートル以上の表示器

又は特定流通業務施設内の作業に従事する者の携帯用の表示器であることとする。

（搬入用自動運搬装置の基準）

第二条 規則第二条第二項第六号ロの主務大臣の定める基準は、荷揚げ能力が毎時三百トン以上のものであることとする。

（くん蒸ガス循環装置の基準）

第三条 規則第二条第二項第六号ニの主務大臣の定める基準は、臭化メチルの投薬後二時間以内に当該臭化メチルを均一化するものであることとする。

（くん蒸ガス保有力の基準）

第四条 規則第二条第二項第六号ホの主務大臣の定める基準は、くん蒸ガス保有力が五十五パーセント以上のものであることとする。

（特定搬出用自動運搬装置の基準）

第五条 規則第二条第二項第六号ヘ(3)の主務大臣の定める基準は、搬出能力が毎時百トン以上のものであることとする。

（強制送風式冷蔵装置の基準）

第六条 規則第二条第二項第七号ハの主務大臣の定める基準は、圧縮機を駆動する電動機の定格出力が三・七キロワット以上のものであることとする。